

令和3年度「民事訴訟法基礎」期末試験（大問Ⅱ）

第1 小問1について

- 1 本事案において裁判所は、Aが生前甲建物を売却した相手がBであることを認定しているが、このような事実をXもYも主張していない。裁判所が証拠調べの結果に基づいて、当事者が主張していない事実に基づく判決をすることが、弁論主義に反しないか、という点が問題となる。
- 2(1) 弁論主義は、民事訴訟において事実と証拠の収集・提出を当事者の権能とする原則のことをいう。このような原則からすれば、当事者が主張していない事実について裁判所が認定をして判決の基礎とすることは許されないことになる。
- (2) 本事案において裁判所が判決の基礎としている事実で問題となるのは、Aが生前甲建物をBに対して売却したという事実である。このような事実は、当事者たるXとYのいずれからも主張がなされてはいない。このため、弁論主義の原則からすれば、この事実を判決の基礎とすることはできない。
- 3 したがってXの請求を棄却する理由として上記事実を用いることはできず、この理由でXの請求を棄却することはできない。

第2 小問2について

- 1 Xは、Yのもつ甲土地の使用権原はAY間の使用貸借であり（主張①）、使用収益に必要な期間が満了しているために使用権原は既になくなっていると主張している（主張②）のに対して、YはXの主張①②いずれも否認し、賃貸借契約が継続していると主張している。このような場合において、裁判所が使用貸借の契約があり、期間の満了はなかったことを認定できるかが問題となる。
- 2 Xの主張②に対して、裁判所は証拠調べの結果期間の経過を認定しなかった。このことは、Xが主張しようとしていることについてX自身が立証に失敗したにすぎない。このため、Xの請求は認められないことになる。
- 3 このとき、Yの主張する権利義務関係はXの主張①②いずれとも抗弁の関係にはないため、Xの請求棄却の理由としてYの主張を採用することはできない。
- 4 したがって、Xの請求は棄却されるべきであるが、その理由としてYの権利の存続を挙げることはできない。

第3 小問3について

- 1 Xが甲建物の所有権を得るに至った事情について、XはAから相続したと主張するのに対して、YはCから買い受けたと主張している。このような場合において、XY間の賃貸借契約があると認められないとき、裁判所はXの請求を認容できるか検討する。
- 2(1) Xは、甲建物について所有権があると主張していることと関わって、Yは甲建物の所有権がXにあることを認めている。このため、この事実について自白が成立しないかが問題となる。

コメントの追加 [1]: 概ね正しいですが、事実すべてに対して弁論主義の適用はあるでしょうか。本問では、主要事実としての抗弁であるにもかかわらず、裁判所が当事者の主張なく認定しようとしていることが問題となっています。

コメントの追加 [2]: 小問2では、Xの請求に対してYが「AY間の”賃貸借契約”」を内容とする占有権原の抗弁を主張しています。それに対して、Xが「AY間の”使用貸借”」を内容とする主張をしていますが、これは抗弁であることからわかるように、本来、Yが主張すべき事実です。
すなわち、本件では、本来、Yが主張すべき（主張・立証責任を負っている）事実を、Xが主張してしまった場合に、裁判所は同事実を認定できるか、ということが問われていました。これが主張共通の原則です。基本書で、よく復習しておいてください。

コメントの追加 [ヨオ3]: この部分の説明がこれでいいか自信がないです。

コメントの追加 [4R3]: Yの主張する権利義務関係（賃貸借契約）は、Xの主張①②と抗弁の関係にないのはそのとおりです。
しかし、それは、Yの主張する権利義務関係（賃貸借契約）は、Xの請求に対する抗弁であり、Xの主張①②はそれに対する再抗弁という関係にあるからです。なので、■■■■さんのこの説明は間違ってはいませんが、当然のことを述べているだけなので、記載する意味がありません。

コメントの追加 [5]: 本件は、いわゆる権利自白の問題です。すなわち、“事実”ではなく、“所有権という”権利について裁判上の自白は成立するかということが問われています。「この事実について自白が成立しないか」という問いの立て方をしてしまうと、問題の所在をそもそも理解していないという評価を受けてしまいますので、注意してください。

...

(2)ア 自白が成立するためには、①裁判上の陳述であること、②相手方からの事実主張があり、それと一致すること、③自己にとって不利益な事実についての陳述であること、④事実についての陳述の一致であること、を要する。このうち、④について、X が甲建物の所有権をもっていることは法律効果の主張であるため、このような主張についても自白が成立しうるかが特に問題となる。

イ 一般に法律効果について自白の成立を認めた場合、裁判所の専権事項である法の適用権限が害される恐れがあると考えられる。しかしこのような事例においては、権利の発生原因を遡って認定するのは困難であり、両当事者の自白をもって例外的に自白の効果を認めてよいとするのが妥当である。

ウ したがって例外的に事実についての陳述の一致であると捉えてよい。

(3) したがって自白の成立に必要な要件を満たす。

3 よって両当事者間に自白が成立し、裁判所はこの事実を基礎として判決をしなければならない。このため、X の請求は認められる。

以上

コメントの追加 [i6]: 法律効果の主張ではなく、権利に関する主張ですね。

コメントの追加 [i7]: 「このような」の中身が不明です。

コメントの追加 [i8]: 権利自白を肯定する必要性の論述はOKです。あとは相当性（所有権は日常的に使われている言葉であって、自白による拘束力を認めても不都合はないこと）の指摘があれば、なお良かったです。

コメントの追加 [i9]: 例外的であっても所有権に対する権利自白が「事実についての陳述」になるわけではありません。

原則-例外図式でいうのであれば、原則として権利自白による拘束力は否定され、例外的に所有権の権利自白は肯定される、というものです。

コメントの追加 [i10]: ここも、「Yの占有」という請求原因についての判断を示しておきましょう。